

会 議 録

会 議 名	令和5年度第3回東松山市介護保険運営協議会					
開 催 日 時	令和5年10月20日（金）		開会	14時00分		
			閉会	15時15分		
開 催 場 所	東松山市総合会館4階多目的ホールB					
会 議 次 第	1 開 会 2 あいさつ 3 議事 (1) 地域密着型サービス事業者の指定等について (2) 地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）基盤整備について (選定辞退) (3) 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定について 4 その他 5 閉 会					
公開・非公開の別	公開		傍聴者数		1人	
非公開の理由 (非公開の場合)						
委員出欠席状況	会長	稲葉一洋	出	委員	武田耕典	出
	委員	鋤柄稔	出	委員	池田寛之	出
	委員	奥村一彦	出	委員	山田昭彦	欠
	委員	坂田雅則	出	委員	富井芳己	出
	委員	本田美紀	出	委員	須藤博一	出
	委員	大木英生	欠	委員	小山謙一	出
	委員	安藤幸男	欠	委員	松浦和之	出
	委員	中里礼子	欠			
	委員	伊藤文彰	出			
事 務 局	健康福祉部部长 田嶋 靖洋			健康福祉部次長 高荷 和良		
	高齢介護課課長 左納 徹			高齢介護課副課長 山田 利行		
	高齢介護課室長 守谷 信行			高齢介護課主査 望月 真由美		
	高齢介護課主査 小島 康洋			高齢介護課主査 小山 真理子		
	高齢介護課主査 山田 和歌子			高齢介護課主任 竹間 智世		
	高齢介護課主任 大塚 由美子			高齢介護課保健師 加藤 民子		

次 第	顛 末
1 開 会	左納課長
2 あいさつ	稲葉会長
3 議 事	<p>(1) 地域密着型サービス事業者の指定等について</p> <p>○事務局：小山主査 資料1を説明</p> <p>○稲葉会長 ありがとうございます。地域密着型サービス事業所の新規指定が1件、指定更新が2件について、今後とも適切な介護サービスの提供が見込まれるということで、事後承認をいただきたいということですが、質問等ありますでしょうか。</p> <p>○須藤委員 この間のNHKのクローズアップ現代の中で特別養護老人ホームの6割以上が赤字経営だという話がやっておりました。人件費だとか物価がどんどん高騰しているので経営に差し支えがあるということで、これは日本全国の中の6割だと思うのですが、そういう状況を、例えば東松山の中で更新だとか指定する申請があったというときに、そういうのは条件に入っているのでしょうか。その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。</p> <p>○稲葉会長 事務局よろしいでしょうか。</p> <p>○事務局：小山主査 更新につきましては、財務諸表の提出はございませんので、更新条件には入っておりません。以上です。</p> <p>○稲葉会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか、ご質問ないようでしたら事後承認いただけますでしょうか。</p> <p>○委員一同 (異議なし)</p> <p>○稲葉会長 ありがとうございます。それでは2つ目の議題に移らせていただきたいと思います。</p> <p>(2) 地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）基盤整備について（選定辞退）</p> <p>○事務局：小山主査 資料2を説明</p> <p>今回、選定辞退となった理由につきましては、事業の実施にあたり選定事業者の認知症高齢者グループホーム整備は、土地所有者（オーナー）が、借人により事業所施設を整備・建設し、施設等運営法人に有償で貸し付けるオーナー型整備によるものとしていました。</p> <p>整備を予定していた土地は第2種農地にあたり、整備するためには農地法第5条</p>

第1項に規定される農地転用許可を必要としております。

土地所有者からの譲受人（借人）による貸介護施設への農地転用については、農地法第5条第2項第2号の規定、「申請に係る農地または採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められる時は許可をする事ができない」にあたる事から、事業選定を辞退する旨、選定事業者から申し入れがあったものです。

○稲葉会長

ありがとうございます。この会議でもこういうかたちで設定したということ、業者から辞退があったという報告であります。昨年度のところで選定したわけですが、辞退があったということです。ご質問ありますでしょうか。

○武田委員

ちょっとよくわからなかったのですが、農地だから建てられないということで事業者の方が辞退したということなのですか。それとも、そうすると、元々農地のところで認定する事自体がおかしかったのかなというふうに思ったのですが、どういうことなのですか。教えていただけますか。

○稲葉会長

事務局よろしいでしょうか。

○事務局：山田副課長

今回の農地転用が見込まれない件につきまして、協議のポイントとなったところは、貸介護施設というところでありまして、これが仮にミモザ株式会社様が農地転用主となって農地転用の申請をした場合には、農地転用が下りる事が可能だったものです。今回のミモザ株式会社様の事業展開の形態がオーナー型ということで、整備していただいた建物に対してミモザ株式会社様がグループホームの事業を展開するというようなやり方を選択したところがございます。そうすると、農地転用する方は建物を建てる方、建てた建物を貸す方になってしまうものですから、その要件ですと、「その土地以外で同じような効果を発揮する事が可能ではない」ということが認められないという、先ほど申し上げました農地法の規定に抵触してしまうために農地転用が認められないというような判断で、ミモザ様もその土地での事業を辞退したという内容でございます。以上でございます。

○稲葉会長

ありがとうございます。今の説明でよろしいですか。

○武田委員

わかりました。

○稲葉会長

他にいかがでしょうか。つまり、ミモザさんが農地転用の申請者であったなら、これは転用できたということですね。違うということでこれが下りなかったということです。

いかがでしょうか。ご質問がないようでしたら承認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか

○委員一同

(異議なし)

○稲葉会長

ありがとうございます。それでは3つ目の議題に移りたいと思います

(3) 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定について

○事務局：山田副課長

資料3 第1節から第3節を説明

前回8月の会議では、計画書の「第3章 計画の基本的方向について」、委員の皆様からご意見をいただきました。本日の会議では、「第4章 地域包括ケアシステムの充実に向けた取組」について説明させていただき、ご意見等を頂戴いたしたいと考えております。第4章では、第3章で示した計画の基本理念・方針・施策に基づいて、第9期計画で実施する具体的な事業や取組を記載しております。

表紙をめくっていただき、目次の裏面になります。地域包括ケアシステムの充実に向けた取組が5つの施策の柱で構成されています。1つ目が、61ページからの「第1節 介護予防・健康づくりの推進と社会参加の促進」、2つ目が、65ページからの「第2節 相談支援体制の充実」、3つ目が74ページからの「第3節 介護予防・生活支援サービス及び福祉サービス等の充実」、4つ目が、80ページからの「第4節 介護保険制度の適正な運営」、5つ目が、92ページからの「第5節 医療と介護の連携強化」となっています。それぞれの施策の柱の中に各施策、事業が掲載されている、そのような構成となっています。なお、市では、市民の皆様がいつまでも住み慣れた地域で健やかに安心して暮らしたいという思いを実現するための「心のこもった地域福祉プロジェクト2020」を全庁的に展開しております。高齢者の楽しみたい、働きたい、貢献したいという思いを応援するための取組でございますが、この計画書ではこの「ここプロ」事業に該当する部分には「ここプロ」という文字をハートマークで囲んだものを付けてございます。

では、第4章の内容説明に入らせていただきます。説明は第1節から第3節までの前半部分と、第4節及び5節の後半部分に分けて行わせていただき、前半部分の説明が終わったところで質疑をお受けさせていただきたいと存じます。時間の制約もあります事から現行計画から追加したものや、変更があった事業を中心に説明させていただきます。

61ページをお開きください。「第1節 介護予防・健康づくり推進と社会参加の促進」でございます。リード文の中に、新型コロナウイルス感染症の流行により活動が自粛されていた状況からの生活の再開、参加率向上につき記載しております。

「1-1 いきがづくり・社会参加の支援」「①いきいきパス・ポイント事業」は、令和2年度より開始した事業ですが、引き続き奨励品の申込者数が増加するような周知を進めてまいりたいと思います。「②シニアクラブ事業」は、高齢者の生活スタイルの多様化もあり、シニアクラブ数、会員数の増加が図れない状況下でございますが、シニアクラブ連合会、社会福祉協議会と連携し、活性化に向けた方策を検討します。

次のページです。「⑤ シルバー人材センター補助事業」につきましても、シルバー

人材センターと連携し、「働きたい」に資するような周知に取り組んでまいります。

次ページ1-2、健康づくりや介護予防の推進「①みんなきらめけ！！ハッピー体操」の普及では、ハッピー体操を継続し、市民の健康増進に資するため、令和5年度よりハッピー体操の指導者「きらめけ☆サポーター」の募集年齢を、概ね40歳以上に引き下げて実施しております。

続きまして、65ページ「第2節 相談・支援体制の充実」になります。リード文では、ヤングケアラー、多様化する問題への対応につき記載しております。「2-1 地域包括支援センターの機能強化」では、①から④の事業において、総合相談支援や介護予防マネジメント事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援及び権利擁護事業等につき、関係機関と連携を取りながら継続的に実施していくことについて記載しております。なお、権利擁護事業につきましては、73ページ、2-4に記載しております。

また、66ページ⑤に、多職種協働による個別ケースの地域ケア会議を通じて、個別課題の解決、組織間や専門職間のネットワークの構築、地域課題の発見、地域資源の開発、政策形成に取り組む旨を記載しております。

67ページ、「2-2 安心・安全に暮らせる地域づくりの推進」では、引き続き「①高齢者世帯調査の実施」、「②あんしん見守りネットワーク事業」を継続すると共に、68ページ「③災害に対する備え」等及び「④新型コロナウイルス感染症等の感染症対策」について国の指針に基づき記載しております。災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供される体制を関係機関と連携し、確保していく事を記載しております。「2-3 認知症施策の推進」につきまして、リード文の中段でございますが、令和5年度の国会で成立した認知症基本法に基づき、国が策定する認知症施策推進基本計画により対策を進める旨を記載しております。「②認知症サポーター養成講座の開催」については、引き続き認知症サポーター小学生養成講座を継続するとともに、認知症サポーターのフォローアップ講座を受けた方の活躍の場を検討してまいります。「③世界アルツハイマー月間における認知症キャンペーン」は毎年9月を強化月間とし、家族の会と連携し、啓発リーフレット等を配布する活動や、パネル展示等を実施しています。

次ページ「⑥認知機能維持・向上事業」についてですが、⑤の認知症検診受診者を対象に民間企業等と連携し認知機能維持・向上を目的とした講座を継続的に実施します。

72ページ、認知症の方と家族介護者への支援ですが、市内5か所のオレンジカフェと呼んでおります認知症カフェの充実等を継続的に支援してまいります。「2-4 権利擁護の推進・虐待防止の推進」については、リード文に高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化として、広報・普及啓発、早期発見・見守り、保健医療及び福祉サービスの介入支援等を図るためのネットワーク構築、庁内連携・行政機関連携を進める旨を記載しております。

続きまして、74ページ、第3節でございます。介護予防・生活支援サービス及び福祉サービス等の充実でございます。「3-1 介護予防・生活支援サービスの充実」ここでは、主に要支援や事業対象者の方に対する自立に資する介護予防・生活支援サ

サービス事業について記載しております。

現行計画との変更点は、75 ページの「④訪問型サービスC（短期集中型）」について、第8期において記載した管理栄養士の相談指導につき、一般介護予防の手法により導入した旨を記載しております。

続きまして77 ページ、「3-2 福祉サービスの運営」でございます。ここでは、高齢者の健康状態や生活機能に応じた暮らしの継続のためのサービスについて記載しております。「② 緊急通報システム事業」は令和5年10月より、固定電話がない利用者を対象に、携帯型通報装置を導入した旨を記載しております。

「⑤紙おむつ給付事業」については、お諮りしたい内容がございます。第8期計画までは地域支援事業により、国費、県費等を財源の一部として実施しておりましたが、その取り扱いが第8期計画までとされており、第9期計画より財源を第1号被保険者の介護保険料とする市町村特別給付として実施したく考えております。市町村特別給付は、市介護保険条例の改正による給付となりまして、現在生じていなかった利用者負担が他の給付と同様に所得に応じ1割から3割の負担が生じる事になります。また、市町村特別給付とする事により、対象者を非課税者としている所得要件を廃止します。さらに、現在、要介護度2以上を対象としているものを、他市の同様の事業を参考に要介護1に拡大したいと考えております。なお、試算ではございますが、第8期介護保険料の基準額への影響は、月100円程度の増額になると考えております。補足ではございますが、この影響額他に、高齢者、認定者の増加が見込まれる事に伴う給付費増に起因する増額、介護保険法の改正に起因する増額等が見込まれております。介護保険料の基準額については、次回の介護保険運営協議会にて提示させていただく予定でございます。

続きまして、79 ページ、「3-3 生活支援体制の整備」です。生活支援体制整備事業は、平成27年度の介護保険制度改正により、高齢者の困りごとを、地域住民や関係する各種団体が連携しながら、高齢者の生活を支える仕組みづくりを進める事を目的に創設されました。本市では、第6期から第8期において、記載のとおり事業を進めてまいりました。第9期計画においても、引き続き地域の担い手を支援するとともに、関係者間のネットワーク構築を進め、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチングを図ってまいります。

以上で前半の部分、第1節から第3節の説明を終わります。

○稲葉会長

ありがとうございました。第4章につきましては説明がありましたように、1節から3節まで、まず説明をいただいて、ご意見・ご質問をいただくということになっています。1節から3節までの間、今、説明いただいた範囲でご質問等ありますか。

○松浦委員

69 ページの「認知症サポーター養成講座の開催」と記載があつて小学生の養成講座を開催されてると思います。小学校からの反応などのデータはお持ちでしょうか。

○稲葉会長

事務局、いかがでしょうか。

○事務局：望月主査

認知症サポーター小学生講座につきましては、実施していただいた小学生および先生にアンケートをいただいております。その中では、日頃から高齢者と接しているけれども、認知症については「今まで知らなかったが、接し方がわかった」、「サポーター養成講座の後には授業の中で学びを深められている」というようなことをアンケートから知ることができました。昨年度につきましては、小学生から地域包括にメッセージをいただくなどの反応も見られており、大変好評をいただいております。

○松浦委員

データとして、小学生が何人いてアンケート数がどうであったか等、分析はされておられるのですか。

○事務局:望月主査

アンケートにつきましては、出席人数についても地域包括で把握をさせていただきまして、全国キャラバンメイト連絡協議会事務局にもご報告させていただいております。

○稲葉会長

他にいかがでしょうか。

○鋤柄委員

63 ページ、例えば「みんなきらめけ!!ハッピー体操の普及」のところで、延べ人数が出ています。1 人の人が 10 回行っていると数が 10,000 回あっても 1,000 人になるわけで、市民の大体何人が行っているのか知りたい思いがあって、延べ人数はもちろん一緒に書いてほしいのですが、実人数というのがあるとわかりやすいと思います。また例えば 77 ページの配食サービス事業でも 30,000 食ぐらい出ているわけですが、これを何人が利用しているかというのを知りたいと思いました。そういう数字があると市民の何人ぐらいが利用しているのかというのがわかりやすいと思います。

○稲葉会長

利用者数と参加者の数がわかる必要があるのではないかということですが。

○事務局：山田副課長

ハッピー体操については、実人数は把握していないところですが、ご指摘いただきました配食サービス等、実人数を把握しているものもございますので、把握しているものについては実人数についても実績として追うようなかたちに修正いたしまして、次回運営協議会のときに 1 章からのものを提示させていただく際に反映させていただければと思います。

○稲葉会長

可能なものについては参加人数を入れるということでありませう。他にご意見ご質問等いかがでしょうか。

○須藤委員

全体的な事ですが、介護保険の利用をしていて保険料を納められていない方とかも東松山の方でいらっしゃるのではないかと思います。介護保険料はこれからも上がっていきそうなのですが、保険料を納められない方が出てきます。介護を受けなくては生活できないような人も納められない方が出てくると、介護保険は税金と同じだから何とかしてくれるとか色々あると思うのです。今まで 1 割負担だったのが 2 割になる

だとか、いろいろあると思うのですが、その辺の、まずは現状の中で介護保険利用者が滞納者がどれくらいいるか、そういうのはおわかりになるでしょうか。また、介護保険だけでなく滞納している人とか、そういうのは把握していないですか。

○稲葉会長

その問題は次の委員会で、財源の問題のところで作るということで、今日は1節から3節までの話の範囲内でご質問をいただけたらと思います。次回のところで財源の問題も出てきますので、そのあたりのところでいただければと思います。

○須藤委員

では、そのときよろしくをお願いします。

○稲葉会長

そのほか、いかがでしょうか。

○富井委員

61ページが一番下のシニアクラブ事業について、大変にシニアクラブに入会する人が減っているというのが現状でございます。一番下にありますように、活性化に向けた方策を検討しますとありますけれども、具体的に今、示せるところがあればお聞きしたいと思います。また、68ページの災害に対する備え云々というところがございますが、災害に対する避難訓練等もほとんど自治会主体でやっているというような現状でございます。自治会に入っていない人は多数います。この辺の折り合いを、民生委員としては、大変につけがたいところがあります。同じ住民でありますから、あなたはだめよ、あなたはいいよという話はできないわけでありまして、実際に現場では、自治会に入っているから、入っていないからという、差別というところになりますけれども、実際にはそのような行動になっているということもございませぬ。実効性のある制度の整備を進めてまいりますと書いてありますけれども、この辺につきましても具体的なものがもし示せるところがあればお聞きしたいと思います。

○稲葉会長

ありがとうございます。2点質問がありました。事務局、お願いします。

○事務局：山田主査

では、1点目のご質問について、ご説明させていただきます。

シニアクラブの減少につきましては市としても大変、問題認識を持っておりまして、シニアクラブ連合会活性化検討委員会というものを発足させております。ただ今、社協のシニアクラブ連合会 須藤委員を始めとする方、また、社協の職員、市の職員、3者で活性化について話し合いをしている最中でございます。具体的には、市は広報などのお手伝いをしたり、また検討の中で課題として上がっております事務負担の軽減に向けた方策を考えているところで、支援に向けて具体的なものを提案できればと思っているところでございます。以上です。

○事務局：山田副課長

2点目の災害時の防災訓練と自治会の加入の件について、ご説明させていただきます。日頃の防災訓練については自治会の主体だということでご意見いただいたところでございますけれども、市のほうでは福祉避難所について、制度を進めてございまして、福祉避難所に、避難のときに弱者のようなかたちになるような方についても避

難に実効性があるようなものになるよう、社会福祉課が中心ではございますけれども、進めてまいりたいと思っております。もう1点、避難の際には自治会に入っている方でも入っていない方でもその状況に応じて同じような対応をしなければならないという点でございますけれども、そちらについては、避難の関係につきましては危機管理防災課と、今いただいた意見を共有させていただくと共に、自治会の加入率の問題については、こちらの高齢介護課以外の全庁的な内容もございますので、そちらも地域支援課と情報を共有して、すぐに結論が出る問題ではないと思いますので、できる事を進められるように考えていきたいと思っております。以上です。

○稲葉会長

ありがとうございました。2つとも難しい、全国どこもやはり頭を抱えている、そういう問題なのだろうと思います。他はいかがでしょうか。

○奥村委員

社会福祉協議会の奥村と申します。65ページの第2節の相談支援体制の充実の中でヤングケアラーの事について触れております。この中の主な事業と取組の中の「①地域包括支援センター運営事業」の中で「ヤングケアラーを支援している機関等と連携を」というふうに記載があります。2点お伺いします。東松山市のヤングケアラーの実態について把握をされていらっしゃるしやっついていけば、その内容を教えていただきたいということと、ヤングケアラーを支援している機関というのが具体的にどの機関を指しているのかということをお教えいただければと思います。

○稲葉会長

よろしいでしょうか。2点、ヤングケアラーについて質問が出ております。

○事務局：望月主査

ヤングケアラーの実態の把握というところでは、子育て支援課で実態を把握して、アンケートを各学校にとっていると聞いております。実際に支援している機関というところでは、同じく子育て支援課で、保健センターなどとも連携しながら支援をしているというような状況になっております。以上でございます。

○稲葉会長

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。実態等につきましては子育て支援課のほうで押さえていただくということになるのだろうと思います。

さて、いかがでしょうか。他に1節から3節までのところでのご意見、ご質問等ありますでしょうか。

○委員一同

(特になし)

○稲葉会長

よろしければ、私から1点、67ページのところで「あんしん見守りネットワーク事業」というのがありまして、ここで書かれているのは、対象者数と、実績と目標のところでは協力事業所数になっておりまして、ここで書かれている内容というのは事業者には依頼している数だけの見守りでしょうか。

○事務局：山田主査

こちらの協力事業所数というのは事業者となっています。この他に協力員という一

般の方もいらっしゃると思います。

○稲葉会長

そこのところを数字で出すということは難しかったですでしょうか。きっと見守りというのは高齢者の問題のところでも全国的な課題になっているところでありまして、1つは、やはり地域で住民が行う見守りのところと、そこでカバーできない地域などもありたりしますので、あとは事業所とダブルでだいたいカバーしていく、ですから今の事務局のお話でも、住民のところと、事業所のところと、やっぱり2つの層で重ね合わせて見守りをしていこうという考えでおいでになると。

○事務局：山田主査

先ほどの事業所数のほか、支援等協力員の人数も把握しておりますので、次回から掲載するようにさせていただきます。

○稲葉会長

ありがとうございました。では、よろしいでしょうか。

それでは4、5節、後半に移りたいと思います。事務局、説明をお願いいたします。

○事務局：山田副課長

資料3 第4節、第5節を説明

説明を続けさせていただきます。80ページをご覧ください。「第4節 介護保険制度の適切な運営」、こちらでは介護の必要な高齢者が自立した日常生活を営む事ができるよう、質の高いサービスを提供していくことや、制度の持続可能性の確保を目指していくことを記載しております。「4-1 情報発信・見える化の推進」です。本日、参考として「東松山市内介護サービス事業所一覧」、「東松山市介護予防・日常生活支援総合事業事業所一覧」を配布させていただいております。

81ページから85ページまでは4-2でして、基盤の整備について記載しております。その中で、83ページ「⑥認知症対応型共同生活介護」においては、議事2でご説明申し上げましたとおり、今期計画で整備に至らなかったことから、引き続き第9期計画中に1事業所、2ユニット、18人定員の整備を見込みます。

また、85ページ「⑬短期入所生活介護（単独型）」は、利用者家族の介護負担等の軽減を図る観点から、家族の意向により利用に至るケースも多く、夏の熱中症対策や越冬を目的とした利用、施設等入所待ちのための利用、一時的な避難等による利用も見られ、在宅生活継続のために必要不可欠なサービスとなっております。今後とも増加の見込まれる要介護認定者に対応するため、単独型の短期入所生活介護事業所、1事業所、定員20名程度の整備を引き続き見込みます。続いて「⑭リハビリテーションサービス提供体制の構築」です。本市のリハビリテーション体制整備をより充実させるため、専門職による指導が必要な高齢者に理学療法士が訪問し、個別指導を行う仕組みを検討してまいります。

続きまして、86ページの「4-3 高齢者の居住安定に係る施策との連携」です。こちらは第8期では、「第3節 介護予防生活支援サービスの充実」に位置付けておりましたが、特定施設入所者生活介護を実施する特定施設を内容に含むことから第4節に移し替えております。「①サービス付き高齢者向け住宅」から、次ページの「⑦老

人介護支援センター」については、新たな整備は見込みませんが、特定施設における埼玉県による川越比企圏域による指定やサ高住については高齢者の住宅の安定確保に関する法律に定められた基準を満たす施設が整備される可能性があることから、供給状況については引き続き把握してまいりたいと考えております。続いて88ページ「4-4 介護人材の確保・資質の向上・業務効率化に向けた事業者支援の推進」です。「②業務の効率化に向けた事業者支援」では、介護現場におけるICTの活用について及び介護分野の文書に係る負担軽減を図る取組について記載しております。「③介護人材の確保・育成」では、引き続き埼玉県の介護人材確保総合推進事業と連携を図ると共に、市内等で開催される就職説明会で、介護サービス事業所がPRできるような調整を図ってまいりたいと思います。

続いて、89ページの「4-5 介護給付の適正化の推進」では、国が第8期の主要5事業を、第9期においては主要3事業に再編成しておりますので、それに基づき推進していく事を記載しています。91ページの「4-6 利用者負担の助成」では、介護保険サービスの利用者負担が一定の額を超えた場合にその部分を払い戻しさせていただき高額介護サービス費が国の制度でございます。本市では国の軽減策をさらに上乘せし、所得の低い方に支援を行う高額介護費補助金の制度を実施しております。

92ページ、「第5節 医療と介護の連携強化」です。この節では、市民の皆さまが医療と介護の両方が必要になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける事ができるよう、医療機関、介護事業所等の関係機関が連携を強化し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するための事業を掲載しています。「5-1 地域の医療・介護サービス資源の把握」について、地域にある医療機関、介護事業所の情報について、令和3年より相談先や医療機関、介護事業所を検索できるシステムを導入しています。当該システムは、地図やキーワードにより必要な情報が入手できるよう作成されております。

93ページ「5-2 医療・介護の連携体制の強化」について、①平成28年度に設置した医療と介護の関係者が参画する比企地区在宅医療・介護連携推進協議会を継続的に開催し、課題抽出と対応策の検討を行い、具体的な取組に繋げてまいります。②在宅医療を支える切れ目のない地域の医療と介護の提供体制の整備が図れるよう、比企医師会と緊密に連携をとりながら進めてまいります。第9期より、在宅時医学総合管理料の届出により、24時間対応はしていないが月に2回以上訪問している医療機関を捉え、指標に加えてまいりたいと考えております。

94ページ「⑥医療・介護関係者の研修」、次ページの「⑦グループワーク等の開催」は、医療・介護の関係者向けに実施し、顔の見える関係を築き、連携が図りやすくなるように定期的で開催してまいります。指標については、第8期では開催回数としておりましたが、第9期では参加者数とさせていただきたいと考えております。

最後に95ページ「5-3 地域住民への普及・啓発」について、在宅医療や介護への理解を深められるよう、リーフレットの配布、市広報紙やホームページを通じての情報発信を引き続き行ってまいります。また、ACPの普及・啓発に取り組んでまいります。在宅医療と介護の連携に関する知識や理解が深まるよう、講演会を開催し

てまいります。なお、こちらについても第9期より参加者数を指標にしたいと考えております。以上で後半部分の説明を終わります。

○稲葉会長

ありがとうございました。今、4章の4節、5節について事務局から説明いただきましたけれど、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○鋤柄委員

1つ、93ページの在宅時医学総合管理料届出医療機関は、と書いてありますが、この届出医療機関というのは、「24時間対応しておらず」と書いてあるのですが、24時間対応していないとこの管理料は取れません。ですから、これは間違いだと思います。24時間対応していて、月2回以上、これも間違いで、最初は2回だったのですが、今は1回以上です。これは、ここへ来る前におかしいなと思って調べたのですが、やっぱり24時間対応をするという診療所、あるいは病院というのは、上の※の2行目にある在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、ここがケアマネとかいろいろ相談員とよく連携して24時間対応をしていた場合は在宅医学総合管理料を届け出る事ができて、月に1回以上訪問していればよいとなっていますので、ちょっとそこを確認しておいてください。

○稲葉会長

事務局、お願いします。

○事務局：山田副課長

失礼いたしました。今、ご指摘いただいた内容を再度確認して、載せる方法についても見直しさせていただいた上で提示をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○稲葉会長

鋤柄先生、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。ご質問等ありますでしょうか。武田委員さん。

○武田委員

83ページの認知症対応型共同生活介護で、先ほどの1事業所の辞退があつて、1事業所増やすということなのですが、これは東松山地区の中で地区を分けて分散して1つのところを建てるという感じでいくのか、数が1個なかったの、数として1を足すという感じでいらっしゃるのかお聞きしたいです。

○稲葉会長

すみません。もう一度ページ数と箇所を教えていただけたらと思います。

○武田委員

83ページ、認知症対応型共同生活介護の、第9期計画期間で1事業所の整備を見込みますというところで、見込むというのは、前回1事業所の選定で、辞退をしたからということだと思ふのですが、選定辞退をされた石橋の地区に1グループホームを考えているのか、そこではないところでもいいので1事業所をつくりたいと考えて思っているのでしょうか。

○事務局：山田副課長

お答えさせていただきます。東松山市の計画は生活圏域と同じ7圏域というような

	<p>かたちで考えているところでありますけれども、今回の認知症対応型の共同生活介護につきましては、石橋地区、唐子地区に限らず、全市的に1つのというようなかたちで公募をかけさせていただきます。こちらについては8期のときも同様でございました。以上でございます。</p> <p>○稲葉会長 ありがとうございました。他にいかがでしょうか。 よろしければ、本日も検討いただいた4章につきましても、こういう線で進めていくということをご了承いただきたいと思えます。よろしいでしょうか。</p> <p>○委員一同 (異議なし)</p> <p>○稲葉会長 ありがとうございました。ご承認いただいたところで、本日の議事は全て終了いたしましたので、進行方、事務局のほうにお返しいたします。</p>
<p>4 その他</p>	<p>○事務局：左納課長 稲葉会長ありがとうございました。</p> <p>○事務局：左納課長 続きまして次第の「4 その他」でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。</p> <p>○須藤委員 先ほどちょっと違うところで発言してしまいましたので、その件について再度お聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。</p> <p>○事務局：山田副課長 手元に滞納者数の数字等を持ち合わせていないものですから、次回の運営協議会の時に滞納者数等をご説明させていただければと思えますのと共に、介護保険料のほうは先ほど委員がおっしゃられた通り、滞納がある場合には、給付制限というかたちで、利用したときに1割で良かったものが3割払わなければならないという制度もございます。そのようなペナルティもあるものですから、滞納が続かないよう周知・支援を進めていければと思っておりますのと、国全体の流れといたしまして、次期の保険料を算定する際に、高所得の方により多くの保険料を納めていただくというような考えが審議会の中でも話されております。それについての最終的な指針が、今、出ていないところでありますけれども、そのような内容を反映した内容で、12月に予定している次の運営協議会には、介護保険料の基準額の案をお示しできると考えております。ですので、また12月のときに詳しくご説明させていただければと思えます。以上です。</p> <p>○須藤委員 ということは、一応、市としては、ここには資料がないということはわかりました。でも、一応そういう状況等についてはきっちりと把握しているということでもよろしいでしょうか。</p> <p>○事務局：山田副課長 はい。把握してございます。</p>

	<p>○須藤委員 わかりました。ありがとうございます。</p> <p>○事務局：左納課長 他に何かございますでしょうか。</p> <p>○委員一同 (特になし)</p> <p>○事務局：左納課長 ないようでございますので、事務局から連絡事項を申し上げます。</p> <p>○事務局：山田副課長 事務連絡でございます。意見票につきましては、お手元に配布しております意見票により会議でご発言できなかった事や、お帰りになってからお気づきになられた事をご意見として頂戴いたしたいと思っております。期日は10月27日金曜日までに、事務局へ郵送またはFAX、持参というところをお願いできればと思います。内容につきましては次回の会議でご報告させていただきます。</p> <p>次回の会議日程でございますが、今回大変恐縮ですが日付を指定させていただければと思っております。次回の運営協議会は12月25日、同じく14時から、こちらの多目的Bで開催できればと考えてございます。ご日程の調整をお願いいたします。また通知を送らせていただきますのでよろしくお願いいたします。連絡事項については以上でございます。</p>
5 閉 会	<p>田嶋部長 ・閉会のあいさつ</p>
<p>上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。</p> <p>令和5年11月23日 署名委員 鋤柄 稔 _____</p> <p>令和5年11月28日 署名委員 奥村 一彦 _____</p>	